

香川県水田農業振興協議会規約

平成15年11月25日	制定
平成16年3月26日	一部改正
平成18年4月13日	一部改正
平成18年12月19日	一部改正
平成19年4月13日	一部改正
平成19年12月21日	一部改正
平成20年2月22日	一部改正
平成20年4月10日	一部改正
平成20年12月19日	一部改正
平成21年2月27日	一部変更
平成21年4月15日	一部変更
平成21年6月26日	一部変更
平成21年12月18日	一部変更
平成22年4月26日	一部変更

第1章 総則

(名称)

第1条 この協議会は、香川県水田農業振興協議会（以下「県協議会」という。）という。

(事務局)

第2条 県協議会は、主たる事務所を香川県農業協同組合中央会（高松市寿町1丁目3番6号）に置く。

(目的)

第3条 県協議会は、食料自給率の向上に向けた水田の有効活用による麦・大豆等の生産拡大の推進、地域における需要に応じた米の生産の推進、水田農業の構造改革の推進等に資することを目的とする。

(事業)

第4条 県協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 戸別所得補償モデル対策の推進に関する事。
- (2) 耕畜連携粗飼料増産対策に関する事。
- (3) 水田等有効活用促進対策に関する事。
- (4) 集落営農の推進に関する事
- (5) 市町別米の生産数量目標の設定方針に関する事
- (6) その他県協議会の目的を達成するために必要な事

第2章 会員等

(県協議会の会員)

第5条 県協議会は次に掲げる者をもって構成する。

香川県市長会長
香川県消費者団体連絡協議会長
香川県生活協同組合連合会長
香川県町村会長
香川県土地改良事業団体連合会長理事
香川県農業会議会長
香川県農業経営者協議会長
香川県農業共済組合連合会長理事
香川県農業協同組合代表理事理事長
香川県農業協同組合中央会長
香川県米穀協会会長
香川県農政水産部長

(届出)

第6条 会員は、その氏名及び住所（会員が団体の場合については、その名称、所在地及び代表者の氏名）に変更があったときは、遅滞なく県協議会にその旨を届出する。

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第7条 県協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 監事 2名

2 会長は、香川県農業協同組合中央会長の職にある者をもって充てる。

3 副会長は、香川県農政水産部長及び香川県農業協同組合代表理事理事長の職にある者をもって充てる。

4 監事は、香川県町村会長並びに香川県農業会議会長の職にある者をもって充てる。

(役員の仕事)

第8条 会長は県協議会を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐して県協議会の業務を掌理し、会長に事故があったときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 県協議会の業務執行及び会計の状況を監査すること
- (2) 前号において不整な事実を発見したときは、これを総会に報告すること
- (3) 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること

第9条 削除

第 10 条 削除

(役員解任)

第 11 条 県協議会は、役員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合において、県協議会は、その総会の開催の日の 20 日前までに、その役員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない非行があったとき

(役員報酬)

第 12 条 役員は無給とする。

- 2 役員には、費用を弁償することができる。
- 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

第 4 章 総会

(総会の種別等)

第 13 条 県協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

- 2 総会は、会長が議長となる。
- 3 通常総会は、毎年 1 回以上開催する。
- 4 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
 - (1) 会員数の 3 分の 1 以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき
 - (2) 第 8 条第 3 項第 3 号の規定により監事が招集したとき
 - (3) 会長が必要と認めたとき

(総会の招集)

第 14 条 前条第 4 項第 1 号の規定により請求があったときは、会長はその請求のあった日から 30 日以内に総会を招集する。

- 2 総会の招集は、少なくともその開催の 7 日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって会員に通知する。
- 3 総会の開催にあたっては、透明性をもって公平な議論が行われるように努める。

(総会の議決方法等)

第 15 条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 会員は、総会において、各 1 個の表決権を有する。
- 3 総会においては、前条第 2 項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。
- 4 総会の議事は、第 17 条に規定する場合を除き、出席者の表決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第16条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- (1) 事業計画及び収支予算の設定・変更に関する事
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事
- (3) 諸規程の制定及び改廃に関する事
- (4) 実施しようとする事業の実施方針・実施計画に関する事
- (5) 市町別米の生産数量目標の設定方針に関する事
- (6) その他県協議会の運営に関する重要な事項

2 前項第5号に定める市町別米の生産数量目標の設定等に関する検討を行う場合は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くことができる。

(特別議決事項)

第17条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の表決権の3分2以上の多数による議決を必要とする。

- (1) 県協議会規約の変更
- (2) 県協議会の解散
- (3) 会員の除名
- (4) 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第18条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。

2 前項の書面は、総会の開催の日の前日までに県協議会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を県協議会に提出しなければならない。

4 第15条第1項及び第4項並びに第17条の規定の適用については、第1項の規定により表決権を行使する者は、出席したものとみなす。

(議事録)

第19条 総会の議事については、議事録を作成する。

2 議事録は、少なくとも各号に掲げる事項を記載する。

- (1) 日時及び場所
- (2) 会員の現在数、総会に出席した会員数、第18条第4項により当該総会に出席したと見なされた者の数及び当該総会に出席した会員の氏名
- (3) 議案
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印する。

4 議事録は、第2条の事務局に備え付けておく。

第5章 米需給検討会議

(米需給検討会議の構成等)

第20条 県協議会の業務を円滑に行うため、米需給検討会議（以下「検討会議」という。）を置く。

- 2 検討会議は、第22条第2項の事務局長及び次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 香川県農業協同組合営農部次長（農産担当）
 - (2) 香川県農業経営者協議会稲作部会長
 - (3) 香川県農業協同組合生産者代表
 - (4) 香川県農業生産流通課長
- 3 検討会議の構成員の中から議長を互選する。
- 4 検討会議は、必要に応じ会長が招集する。
- 5 検討会議は、第4条第1項第7号の市町別米の生産数量目標の設定方針に関する検討を行う場合は、必要に応じ学識経験者等の意見を聴くことができる。

(検討会議の権能)

第21条 次の各号に掲げる事項は、検討会議において協議する。

- (1) 米の需給見通しに関する事
 - (2) 総会に付議すべき事項に関する事
 - (3) 総会の議決した事項の執行に関する事
 - (4) その他検討会議において必要と認めた事項に関する事
- 2 検討会議において、前項第2号にあっては、総会開催の直前に、第1号、第3号及び第4号にあっては、必要に応じて協議する。

第6章 事務局等

(事務局)

第22条 総会の決定に基づき県協議会の業務を執行するため、香川県農業協同組合中央会に事務局を置く。ただし、第4条第1項第5号に関する業務の事務局は、香川県農業生産流通課に置く。

- 2 県協議会は業務の適正な執行のため、事務局長を置く。
- 3 事務局長は、香川県農業協同組合中央会指導部長の職にある者をもって充てる。
- 4 県協議会の庶務は、事務局長が総括し、及び処理する。

(業務の執行)

第23条 県協議会の業務の執行の方法については、この規約で定めるもののほか、次の各号に掲げる規程による。

- (1) 香川県水田農業振興協議会事務処理規程
- (2) 香川県水田農業振興協議会会計処理規程
- (3) 香川県水田農業振興協議会文書取扱規程
- (4) 香川県水田農業振興協議会公印取扱規程
- (5) 香川県水田農業振興協議会内部監査実施規程
- (6) その他検討会議において特に必要と認めた規程

(書類及び帳簿の備付け)

第 24 条 県協議会は、第 2 条の事務所に、次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておく。

- (1) 県協議会規約及び前条各号に掲げる規程
- (2) 役員等の氏名、住所を記載した書面
- (3) 収入及び支出に関する証拠書類及び帳簿
- (4) その他前条の各号の規程に基づく書類及び帳簿

第 7 章 会計

(事業年度)

第 25 条 県協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年の 3 月 31 日に終わる。

(資金)

第 26 条 県協議会の資金は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 戸別所得補償制度導入推進事業費補助金
- (2) 耕畜連携粗飼料増産対策事業費補助金
- (3) 水田等有効活用促進対策の交付金
- (4) その他の収入

(資金の取扱い)

第 27 条 県協議会の資金の取扱い方法は、業務方法書及び県協議会会計処理規程で定める。

(事務経費支弁の方法等)

第 28 条 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 1 号の戸別所得補償制度導入推進事業費補助金及び同条第 4 号のその他の収入をもって充てる。

2 県協議会の事務に要する経費は、第 26 条第 3 号から支弁しない。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 県協議会の事業計画及び収支予算は、会長が作成し、検討会議の承認を得た後、総会の議決を得る。

(監査等)

第 30 条 会長は、毎事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、通常総会の開催の日の 3 日前までに監事に提出して、その監査を受ける。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支計算書
- (3) 正味財産増減計算書
- (4) 貸借対照表
- (5) 財産目録

2 監事は、前項の書類を受理したときは、これを監査し、監査報告書を作成して会長に報告するとともに、会長はその監査報告書を総会に提出する。

3 会長は、第1項各号に掲げる書類及び前項の監査報告書について、総会の承認を得た後、これを第2条の事務所に備え付けておく。

(報告)

第31条 会長は、実施した事業の実施要綱その他の規程の定めるところにより次の各号に掲げる書類を中国四国農政局長に提出する。

- (1) 前年度の事業報告書及びその年度の事業計画書
- (2) 前年度末の財産目録及び貸借対照表
- (3) 前年度の収支計算書及びその年度の収支予算書

第8章 県協議会規約の変更、解散及び残余財産の処分

(規約の変更)

第32条 この規約の変更は、中国四国農政局長の承認を受ける。

(届出)

第33条 第23条各号に掲げる規程に変更があった場合、県協議会は、遅滞なく中国四国農政局長に届出する。

(事業終了後の場合の残余財産の処分)

第34条 県協議会が解散した場合において、その債務を弁済してなお残余財産があるときは、国費相当額にあっては中国四国農政局長に返還するものとする。

2 前項以外の残余財産については、総会の議決を経て県協議会の目的と類似の目的を有する他の団体に寄附する。

第9章 雑則

(細則)

第35条 この規約に定めるもののほか、県協議会の事務の運営上必要な細則は、検討会議の協議を経て、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年11月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成18年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年4月13日から施行する。

附 則

この規約は、平成19年12月21日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年2月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年4月10日から施行する。

附 則

この規約は、平成20年12月19日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年2月27日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年4月15日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年6月26日から施行する。

附 則

この規約は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成22年4月26日から施行する。